

令和5年度 第1回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年4月6日(木) 午後1時30分から午後2時5分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

| | | |
|-------|-------|-------|
| 芝尾 恭典 | 西尾 朝嗣 | 光田 裕次 |
| 檀野 隆一 | 柳下 清隆 | 山本 光男 |
| 松川 幸男 | 池上 正昭 | 田中 宏 |
| 山本 一彦 | 中野 元裕 | 藤田 昇 |
| 北井 秀信 | 橋本 雅世 | |

(3) 欠席委員 0人

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 小林 義博 | 井上 和夫 | 野口 宜律 |
| 高岡 一平 | 塔本 順一 | 藤原 武平 |
| 岸田 勝夫 | 寺山 忠夫 | 岡所 次郎 |
| 重谷 勝次 | 坂口 竹四郎 | |

(5) 欠席委員 2人

野里 孝雄 中尾 美昭

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走 伸吾

事務局次長 河邊 眞佐彦

主 幹 山本 幸夫

4 付議事項

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第 1号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 2号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 3号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第 4号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 5号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第1回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山本一彦委員、中野元裕委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第5号「事務局職員の人事発令について」までの計11件であります。

それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第69号から第74号をご説明いたします。

まず、受付番号第69号は、申請地が東区八下町1丁で市街化調整区域内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は786平方メートルで現在果樹と野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第70号は、申請地が中区田園で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、田、畑、山林及び原野に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,312平方メートルで現在野菜と保全管理中の状態です。

今回、被設定人が賃借権を設定するための申請です。

次に、受付番号第71号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内にあり周辺は宅地及びハウス及び田に囲まれており、地目は畑1筆、面積は545平方メートルで現在うね及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第72号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、ハウス及び畑に囲まれており、地目は畑1筆、面積は502平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第73号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は819平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が持ち分3分の1につき贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第74号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田、畑、ハウス及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,024平方メートルで現在ハウスの状態です。

今回、譲受人が持分2分の1につき贈与を受けるための申請です。

以上6件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第12号をご説明いたします。

受付番号第12号は、自己転用するものです。申請人は南区片蔵に居住する方で、申請地は南区片蔵の畑2筆、面積は合計944平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、建設業を営む法人から、現在使用している資材置場が手狭となり、至急資材置場として使用したい旨の要望があったことから、露天資材置場に転用し賃貸するものです。

申請は令和5年3月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷による自然浸透及び敷地内に排水管を埋設し、北側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを4段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第53号から第58号をご説明いたします。

まず、受付番号第53号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が西区山田2丁で土木工事業を営む法人で、申請地は南区小代の田1筆、面積は1,560平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い建設資材が増加し、現在使用している資材置場が手狭となったため、既存の置場に近く利便性の高い本申請地を露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年3月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性はないと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砕石舗装による自然浸透及び南側U字側溝から西側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを2段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第54号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が美原区小平尾で土木工事業を営む法人で、申請地は美原区小平尾の田1筆、面積は232平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在は決まった駐車場がなく、事業所の空いた箇所に駐車している状態であり緊急に必要なことから、事業所の近距離にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年3月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、南側及び西側にU字溝を設置し、西側水路へ放流する計画です。周囲にはブロック2段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第55号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区釜室で自動車部品の製造・販売業を営む法人で、申請地は南区釜室の田6筆、面積は合計2,362平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭となったため、事業所に近く利便性の高い本申請地を露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年3月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び既設のU字溝、会所を経て南側道路側溝に排水する計画です。周囲にはコンクリートブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第56号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。申請人は被設定人が美原区黒山に居住する農業兼会社員で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は331平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、親子世帯の同居により現在の住居が手狭なため、耕作地に近い申請地を父から借り受け農家住宅を建築するものです。

被設定人の市街化調整区域内における耕作面積は1,860平方メートル、年間耕作日数は200日です。

申請は令和5年3月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

す。

被害防除については、汚水については敷地内に設置する汚水枡から東側污水管に接続します。雨水については敷地内に設置する雨水枡から東側に排水する計画です。周囲には3段ブロックの上にフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第57号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府羽曳野市誉田で金属くず原材料卸業を営む法人で、申請地は美原区小平尾の畑2筆、面積は合計335平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い本社敷地内にある資材置場が手狭となり緊急に必要となったことから、高速道路の出入り口が近く利便性の高い本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年3月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然勾配により北東及び南側から市道の側溝に排水する計画です。周囲は既存フェンス利用及び新たにフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第58号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府松原市岡6丁目で建設工事業を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は686平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大に伴い資材が増加し、現在使用している資材置場が手狭となったため、既存置場に隣接する本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年3月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法第5条第2項第1号ロに該当し、第1種農地です。農地法施行規則第35条第1項第5号に規定する既存施設の拡張で、

拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の二分の一を超えないことから不許可の例外に該当するものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、まさ土で整地のうえ自然浸透する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第24号をご説明いたします。

受付番号第24号は、申請人は中区東山に居住する農業者で、申請地は中区東山の畑4筆、面積は合計3,054平方メートルのうち3,011.30平方メートル、現在野菜、うね、果樹及び保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の

適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第157号から第165号をご説明いたします。

まず、受付番号第157号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,127平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第158号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は396平方メートルで、現在休耕の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第159号は、申請地は中区陶器北の田2筆、面積は合計936平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第160号は、申請地は中区辻之の田4筆、面積は合計4,838平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第161号は、申請地は中区深井畑山町の畑2筆、面積は合計1,112平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新

規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第162号は、申請地は東区丈六の田1筆、面積は1,652平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第163号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は2,641平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第164号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,226平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第165号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,454平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。ただし、受付番号第166号につきましては、藤原武平委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第6号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第167号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第167号は、申請地は中区陶器北の畑1筆と原野で現況畑1筆、面積は合計1,416平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号の受付番号第166号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、藤原武平委員の退席を求めます。

（退席後）

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第6号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第166号をご説明

いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第166号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,267平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、藤原武平委員の退席をときます。

（入室・着席後）

続きまして、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告につい

て」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は11件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第3号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第38号は、申出者が夫の母で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず受付番号第69号は、申請地が美原区多治井の田2筆、面積は合計1,483平方メートル、現況は住宅、作業場、倉庫、及び通路、経過年数は50年以上、次に受付番号第70号は、申請地が中区小阪の田1筆、面積は262平方メートル、現況は事務所付き住居と貸しビル、経過年数は75年以上、次に受付番号第71号は、申請地が美原区菅生の田1筆、面積は646平方メートル、現況は山林、経過年数は40年以上、次に受付番号第72号は、申請地が美原区小平尾の畑1筆、面積は826平方メートル、現況は原野、経過年数は40年以上、次に受付番号第73号は、申請地が中区辻之の畑1筆、面積は194平方メートル、現況は駐車場、経過年数は40年以上、次に受付番号第74号は、申請地が南区高尾3丁の畑3筆、面積は合計1,467平方メートル、現況は駐車場及び雑種地、経過年数は35年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、

事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第 1 号から第 4 号までは承認されました。

続きまして、報告第 5 号「事務局職員の人事発令について」を議題とします。報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第 5 号「事務局職員の人事発令について」をご説明いたします。令和 4 年度第 1 3 回総会 議案第 8 2 号「事務局職員の人事発令について」中、新規採用者につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付けの堺市での発令時に氏名が判明するもので、農業委員会においても 4 月 1 日付けでの発令が終了しているため、本総会において報告案件として付議するものでございます。

農地課において勤務し、兼ねて農業委員会勤務を命ずるものと、農水産課において勤務し、兼ねて農業委員会勤務を命ずるものとなります。読み上げさせていただきます。

まず、農地課と兼務になる者でございます。

事務職員 八木 祐樹 兼ねて堺市農業委員会事務局事務職員に任命する

農業委員会事務局勤務を命ずる

次に、農水産課と兼務になる者でございます。

事務職員 村上 菜保 兼ねて堺市農業委員会事務局事務職員に任命する

農業委員会事務局勤務を命ずる

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は承認されました。以上で、令和5年度第1回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

| (案件番号) | (結 果) | (賛否数) |
|----------|----------|---------|
| ○ 議案第 1号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第 2号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第 3号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第 4号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第 5号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第 6号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第 1号 | 承 認 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第 2号 | 承 認 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第 3号 | 承 認 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第 4号 | 承 認 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第 5号 | 承 認 | 全 会 一 致 |

署名委員

会 長 檀野隆一

委 員 山本一彦

委 員 中野元裕

